

東京都児童発達支援事業所等利用支援事業実施要綱

5 福祉障施第 2 2 1 号

令和 5 年 8 月 1 7 日

一部改正 7 福祉障施第 7 7 3 号

令和 7 年 6 月 1 7 日

(目的)

第 1 条 この事業は、児童発達支援事業所等を利用した際に負担する利用者負担額を無償化することにより、安心して子育てできる環境づくりを推進することを目的に実施する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「児童発達支援事業所等」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 の 2 に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所をいう。

(2)「対象児童」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

ア 児童発達支援事業所等の利用について、保護者が法第 21 条の 5 の 5 に基づく障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給の決定を受けていること。

イ 各年度の初日の前日における満年齢が 0 歳から 2 歳までの者であること（年度の途中で満 3 歳に達する者で、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものを含む。）。

(3)「自己負担額」とは、児童発達支援事業所等の利用について、食費等の実費負担を除き、こども家庭庁長官が定める基準により算定した結果、保護者が負担する金額をいう。

(4)「保護者」とは、対象児童について法第 21 条の 5 の 5 に基づく障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給の決定を受けている者をいう。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、実施していない区市町村から支給決定を受けている保護者への給付については、東京都（以下「都」という。）において実施するものとし、都の事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保で

きると認められる団体等に事業の一部を委託することができる。

(事業内容)

第4条 都は、対象児童の自己負担額について、次により、児童発達支援事業所等の利用を無償化する。

(1) 保護者に給付金を給付することにより、児童発達支援事業所等の利用を無償化する区市町村に対し、別に定めるところにより補助する。

(2) (1) を実施していない区市町村から支給決定を受けている保護者へ、都から給付金を支給することにより児童発達支援事業所等の利用を無償化する。

(対象となる給付金)

第5条 給付金は、次の利用日以降に児童発達支援事業等を利用した際の自己負担額とする。

(1) 第2子以降

令和5年10月1日以降

(2) 第1子

令和7年9月1日以降

(費用)

第6条 都は、この要綱に定める事業について、別に定めるところにより区市町村に補助又は保護者に給付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、第5条(1)に係る令和7年8月利用分までについては、都が保護者に給付金を給付することにより児童発達支援事業所等の利用を無償化する。